

会 議 録

会議の名称	第51回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和6年9月19日(木) 10時00分から 11時00分まで
開催場所	和泉市役所別館3階 3-2会議室
出席者	委員：弁護士、大学教授、警察OB 事務局：副市長、(契約検査室)室長兼検査担当課長、契約担当課長、総括主幹、総括主査、主任 計6名
会議の議題	<p>1. 報告案件</p> <p>(1) 前回の振り返りについて</p> <p>(2) 入札・契約手続きの運用状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">①高度技術提案型総合評価落札方式におけるスライド条項の規定変更</p> <p>(3) 指名停止について</p> <p>(4) 再苦情処理の状況について</p> <p>2. 審議案件</p> <p>(1) 工事等の入札方法別抽出事案審議</p> <p style="padding-left: 2em;">和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。(審議対象期間：令和6年4月1日から令和6年7月31日までの工事等入札案件)</p>
会議の要旨	事務局から、前回の振り返り、入札・契約手続きの運用状況、指名停止、再苦情処理の状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ( )

その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議非公開
審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>1. 報告案件</p> <p>（1）前回の振り返りについて  委員長～案件の内容について説明願う。  事務局～前回の指摘事項は特にありません。  委 員～質疑なし</p> <p>（2）入札・契約手続の運用状況について  ①高度技術提案型総合評価落札方式におけるスライド条項の規定変更  委員長～案件の内容について説明願う。  事務局～高度技術提案型総合評価落札方式における工事発注案件について、当該工事の契約締結後にスライド条項を適用する場合、その基準日を「契約日」でなく「入札公告日」から起算することができるよう改正を行った。  改正の経過として、高度技術提案型総合評価落札方式で富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業を入札公告したが、入札参加者からの応札が無く、同年6月28日付で入札中止となった。  中止の原因調査のため事業者に対しヒアリングを行ったところ、入札に参加しなかった理由の一つとして、昨今の賃金及び資材の高騰により、入札公告から契約日までの物価変動分がスライド条項の適用外であることが、業者が入札参加を敬遠する理由となっていることが判明したためである。  委 員～他市町村での導入実績はどうなっているか。  事務局～高度技術提案型総合評価落札方式の実績が他市町村においても少なく、またスライド条項の基準日を前倒しすることについて、国からの通達が令和6年6月3日であることから、実績は数市程度となっている。  委 員～和泉市の高度技術提案型総合評価落札方式による発注は富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業のみか。また、デザインビルド方式による発注は他にどのようなものがあるのか。  事務局～高度技術提案型総合評価落札方式による発注は他にはない。また、デザインビルド方式による発注は本庁舎及び和泉市立総合医療センターの建替と小中一貫校が該当する。</p> <p>（3）指名停止について  ・指名停止業者 2者</p> <p>委 員～質疑なし</p>	

(4) 再苦情処理の状況について

- ・苦情処理案件 該当無し

2. 審議案件

(1) 工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和6年4月1日から令和7年3月31日までに入札・契約した43件のうち、委員が抽出した10件について説明

- ・制限付一般競争入札案件（1件のうち、1件）

事務局～和泉市制限付一般競争入札実施要綱において、土木一式工事については、設計金額が1億5,000万円以上、建築一式工事・電気工事・管工事・造園工事及び舗装工事については、設計金額が9,000万円以上、その他工事については設計金額が3,000万円以上の工事が対象工事となる。

① 市立いぶき野小学校大規模改修工事

委員～①について、入札参加業者の条件はどうなっているか。

事務局～主なものとして、本市の建設工事業者格付要綱に基づく令和4・5年度の等級格付けが建築A等級の業者であること、または市外業者を含め「建築一式工事」で登録されている業者で、経営事項審査結果のうち、「建築一式工事」の総合評定値が公告の日において1,000点以上であること、7,000万円以上の元請としての工事实績があること等を条件としている。

委員長～制限付一般競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

- ・公募型指名競争入札案件（25件のうち、5件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

② 市立いぶき野小学校大規模改修機械設備工事

③ 市立いぶき野小学校大規模改修電気設備工事

④ 仏並町（4）地区急傾斜地崩壊対策工事

⑤ いぶき野調整池管理工事

⑥ 小野町送水管布設工事

委員～②③について、同一小学校の建築一式案件が制限付一般競争入札で扱われているが、この2案件が公募型指名競争入札となっている理由は。

事務局～工事業種によるが、市の基準において設計金額が9,000万円以上のものを制限付一般競争入札案件としている。市立いぶき野小学校大規模改修工事の設計金額は税込1億7,946万5千円のため制限付一般競争入札で入札を行い、機械設

備工事及び電気設備工事はそれぞれ税込 4,511 万 1 千円、1,503 万 7 千円のため、公募型指名競争入札にて発注を行った。

金額の高い規模の大きい工事の場合、市内業者の中でも施工できる業者が限られ、市外業者の参加を可能とする一般競争入札で実施している。比較的規模の小さい工事では、市内業者のみを対象に公募型指名競争入札としている。

委員～工事業種ごとに発注・入札している理由は。

事務局～工事業種別に発注・入札を行うことにより、業者の受注機会を確保することを目的としている。

委員～事前辞退が多い理由は。

事務局～建築一式工事・電気工事・管工事の業者が別々であり、同一の施工場所で工事を行うため、工事を実施する時期のタイミング調整が必要となることから、全国的に技術者が不足している中で、工事を実施する時期のタイミング調整の結果、工事が行われていない期間であったとしても技術者を配置しなければならないことが原因のひとつと考えている。

委員～④について、入札参加業者が36者と多いが、入札額は同一となるものなのか。

事務局～本市は最低制限価格を事前公表しており、最低制限価格が目安となり、入札額が同額になったものと想定している。

委員～⑤について、入札参加業者が少ない理由は。

事務局～明確な理由は不明だが、事業者が施工規模・金額・手持ち工事等により総合的に判断した結果と考えており、想定範囲になるが、造園業者は公共工事の年間発注本数が少なく、また樹木の枝を切る・形を整える仕事や庭作りの業務を中心としている業者が多いことが原因のひとつと考えている。

委員～⑥について、中止となった理由は。

事務局～市の事務処理誤りにより、入札を継続することができなくなったため、入札を中止としたものである。

委員～今後、このようなことが起こらないよう努められたい。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・指名競争入札案件（14件のうち、2件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

⑦ 和泉市立保健センター及び和泉市立国府老人集会所除却工事設計業務

⑧ 市立国府小学校大規模改修工事实施設計業務

委員～⑦について、事前辞退が多い理由は。

事務局～工事業界と同様、コンサル業界の人手不足が深刻化していると複数業者からの情報があり、手持ちの業務件数等により受注することが難しく辞退に至ったものと考えている。なお、それを見越して本市では指名業者を増やす対策をとっている。事務局としても年々辞退業者が増加していることは把握しているため、より一層適正価格の把握・反映を行ったうえでの発注が必要であると考えている。

委員～⑧について、くじによる落札となった理由は。  
事務局～応札者7者のうち、2者が最低制限価格での応札であったため、くじにより落札者を決定した。

委員～⑦⑧の落札業者が同一業者であるが偶然によるものか。  
事務局～⑦は、最低価格での応札が1者のみであったことにより落札となったものであり、⑧は最低価格での応札者が2者おり、くじ結果によるものであるため、偶然である。

委員～同一業者が受注できる制限件数は設定しているのか。  
事務局～コンサル業務については設定していない。  
委員～業者選定基準はどのように設定しているのか。  
事務局～業務内容に応じた選定理由基準を設定しているが、2年間で指名回数が概ね均一となるように業者選定している。

委員～落札率が低い理由は。  
事務局～工事においては、工事に使用する資材・材料に対する費用が多くなり、これらを削減してしまうと粗雑工事につながるため、最低制限価格は高く設定されることが一般的である。一方で、コンサル業務の場合はそのような直接的コストはないため、概ね75%程度になるよう設定している。

委員～適正な割合となっているのか。  
事務局～国基準では最低制限価格率が最も低いもので60%となっており、和泉市では75%以上となるようにしているため、適正な範囲内であると認識している。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・ 随意契約案件（3件のうち、1件）

#### ⑨ 和泉市立いずみ霊園粉末消火設備改修工事

委員～⑨について、他の2件は緊急性が高いものであるが、こちらの随意契約の理由は。

事務局～本件は、和泉市立いずみ霊園で現在使用している粉末消火設備の部分的改修工事であるため、他の設備部分との関連もあり動作保証をとることができるのは、現メーカーのみであるため、業務の性質・目的が競争入札に適しない、特定の者でしか履行することができない業務として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び和泉市随意契約ガイドライン第2号に基づき特定の業者と随意契約を行った。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

副市長～委員会資料については、より分かりやすい資料作成を心がけていく。また入札辞退については重要な課題であると認識しており、分析を進めていく。事務ミスは深く反省し、再発防止に努める。引き続きご指導ご鞭撻を賜りたい。

以上